

## 町民の声への回答

### 【タイトル】

JSL 児童生徒等を対象とした日本語教育に関する質問への回答

### 【コメント】

<回答>

本町にお問い合わせの件につきまして、別紙のとおり回答させていただきます。文部科学省や三重県鈴鹿市のようなものをお探しのようですが、本町ではそこまでの充実したものになっておりません。作成当時のニーズに対応する形で作成したものです。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

八頭町教育委員会学校教育課 電話：0858-84-1231

## 別紙

### 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした日本語指導について（回答）

八頭町には、八頭町教育委員会学校教育課が令和元年11月に作成した「日本語指導が必要な児童生徒の受入れの手引き」というものがあります。

指導者を対象としたものです。

入学・転入・編入時に児童・生徒の日本語理解の実態をつかみ、日本語指導が必要かどうかについて、また、どのような方法で行うかの検討をするためのものです。この手引きに沿って、教育委員会が保護者・本人・学校・関係機関が相談しながら、児童・生徒の実態に応じた指導が行えるように手続きをすすめています。

（一部、保護者を対象とした「学校に必要な準備物」という写真入りのページがあります。）

必要がある場合は、保護者と相談し、「日本語指導学習支援員」を鳥取県交際交流財団から派遣していただくように依頼します。八頭町では、児童生徒が在籍校で学習する時間帯に、必要な時間数（実態に応じて学校、関係機関と相談）入り込みまたは取り出しの形で、担任教諭の指示のもと、日本語学習支援員が関わって支援を行う形で取り組んでおります。そのための手続きの流れや様式なども掲載しています。教材は含めておりません。

しかし、現在のところ、インターネット上や冊子としての情報発信はしておりません。入学・転入・編入の相談があった際に、各学校、保護者、関係機関で共有する方法で、この「日本語指導が必要な児童生徒の受入れの手引き」に沿って相談をしております。